

証券コード 7084
2023年6月8日
(電子提供措置の開始日2023年6月2日)

株 主 各 位

東京都品川区西五反田一丁目3番8号

株式会社Kids Smile Holdings
代表取締役社長 中西正文

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第5回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

<https://www.kidssmile-hd.co.jp/ir/library/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

新型コロナウイルスの感染予防措置を講じた上で開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、**インターネット又は書面により議決権を行使することができます**ので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月23日（金曜日）午後6時までにお問い合わせ申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月25日(日曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区南青山三丁目3番3号 キッズガーデン南青山
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図
をご参照いただき、お間違えのないようにご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第5期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第5期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
 - 第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載する。
 - 書面交付請求されていない株主には、招集通知のみを送付する。
 - 書面交付請求いただいた株主には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りするが、当該書面は、法令及び当社定款第15条2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除く。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使方法についてのご案内

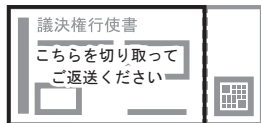
株主総会にご出席されない方



郵送によるご行使

行使期限
2023年6月23日(金曜日)
午後6時必着

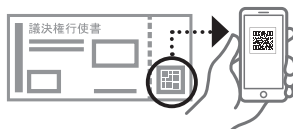
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



「スマート行使」によるご行使

行使期限
2023年6月23日(金曜日)
午後6時まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード*」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



インターネットによるご行使

行使期限
2023年6月23日(金曜日)
午後6時まで

【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照の上、行使期限までに賛否をご送信ください。

 議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

※ 同一の株主様の重複行使の取り扱い

- ・書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットによる方法で複数回、同一の議案について議決権を行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

株主総会にご出席される方



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(ご捺印は不要です)

開催日時

2023年6月25日(日曜日)
午前10時(受付開始: 午前9時)

開催場所

東京都港区南青山三丁目3番3号
キッズガーデン南青山

インターネットによる議決権行使のご案内

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

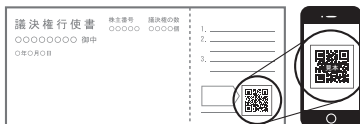
行使期限 **2023年6月23日（金曜日）午後6時まで**

（議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行行使されるようお願いいたします。）

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ご注意

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご入力いただく必要があります。

- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 ウェブサイトへアクセス
- 2 ログインし、議決権行使コードの入力
- 3 パスワードの入力
- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



- ・株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

※証券口座に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

事業報告

(自2022年4月1日
至2023年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染の波が繰り返す中で、社会経済活動の正常化に向けた動きも見られましたが、長期化するウクライナ情勢を背景としたエネルギー価格や原材料価格の高騰、外国為替相場の影響等により消費者物価も上昇傾向にあり、厳しい状況が継続しました。

当社グループが属する保育・幼児教育市場においては、2022年の出生数が統計開始後初めて年間80万人を割り込むなど、政府の予測よりも早いペースで少子化が進んでいる状況が明らかになりました。このような中、これまで厚生労働省や内閣府などが担ってきた少子化対策や子育て支援を一元化する動きが進められ、こども家庭庁として2023年4月1日に発足しました。今後は出産、育児、子育て世帯に対し国主導により様々な支援が強化されていくことが期待されます。

このような環境の中、当社グループは、子ども達が安心して園生活を送ることができるよう、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした安全対策管理を徹底するとともに、モンテッソーリ教育や、幼児教室を運営している株式会社伸芽会と当社が共同開発したオリジナル教育プログラム「KID'S PREP. PROGRAM」を実践するなど、子どもの成長を支えるプログラムを充実させ、保護者様が「選びたい園」作りを推進してまいりました。

またこの間、株式会社伸芽会を含めたリソー教育グループと今までの提携活動をより円滑化させ相互支援の強化を図るため、2023年3月20日付で新たに資本業務提携契約を締結いたしました。

認可保育所事業においては、積極的に「保育体験」、「入園前説明会」、「園内イベント」などを開催し、園の紹介活動を行った結果、園児数は2023年3月月初3,888人、前年同月比108.1%となりました。

2022年4月、東京都杉並区に「キッズガーデン阿佐谷南」、東京都小金井市に「キッズガーデン小金井中町」、同年7月には東京都江戸川区に「キッズガーデン南小岩」を新規開設いたしました。なお、2023年4月1日に東京都練馬区に「キッズガーデン練馬関町」を新規開設しております。

民間教育サービス事業においては、子ども達のための安心安全な保育・教育環境の最新設備を整え、プロフェッショナルな一流の講師陣がモンテッソーリ、

体操、水泳、英語、リトミックなどの多彩でプレミアムな教育プログラムを提供するとともに、SNSを活用した情報発信による認知向上、マーケティングの強化、利用者視点での質の高いサービス提供によるブランド力の強化に取り組んでまいりました。

2022年4月、キッズガーデンプレップスクール南青山幼稚部（4歳から6歳対象）、キッズガーデンアフタースクール南青山小学部（学童）（7歳から9歳対象）、南青山スイミングスクール（4歳から9歳対象）をそれぞれスタート及び開校しました。

また、今後の展開の軸となるバイリンガルスクールの企画開発を進め、その第1号施設となるキッズガーデングローバルスクール錦糸町が2023年4月1日に開校しました。

当キッズガーデングローバルスクールは、バイリンガル教育を通じて英語と日本語を基礎から身につけ、将来グローバル社会で活躍できるように小学校就学までの幼児期を育む教育保育施設となっております。

当連結会計年度末における当社グループが運営する施設数は、認可保育所を東京都・神奈川県・愛知県に69施設、プレスクール一体型保育所（認可外保育施設）、幼児教室及び学童施設、スイミングスクールを東京都に9施設合計78施設を展開し運営しております。

（なお、2023年4月1日現在の当社グループが運営する施設数は、認可保育所が70施設、プレスクール一体型保育所（認可外保育施設）、幼児教室及び学童施設、スイミングスクールが10施設、合計80施設となっております。）

以上により、当連結会計年度の当社グループの連結業績は、売上高は11,860百万円（前年同期比11.3%増）、営業損失は31百万円（前連結会計年度は営業損失214百万円）となりました。経常利益につきましては、営業外収益に計上しております認可保育所の開設数減少（当連結会計年度は3施設、前連結会計年度は9施設）に伴い補助金収入が前連結会計年度より999百万円減少し378百万円（前年同期比67.0%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、188百万円（前年同期比72.6%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は335百万円であり、その主なものは、当連結会計年度中に新規に開設した保育施設及び翌連結会計年度に開設する保育施設の内装設備等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、設備投資及び運転資金として、借入により5,072百万円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第2期 (2020年3月期)	第3期 (2021年3月期)	第4期 (2022年3月期)	第5期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)	7,275	9,113	10,659	11,860
経 常 利 益 (百万円)	1,885	983	1,147	378
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,175	547	686	188
1株当たり 当期純利益 (円)	429.92	172.88	216.19	58.01
総 資 産 (百万円)	11,525	13,944	14,660	13,845
純 資 産 (百万円)	4,726	5,290	6,009	6,196
1株当たり 純資産額 (円)	1,500.28	1,667.57	1,855.30	1,910.67

- (注) 1. 当社は、2019年11月14日開催の取締役会決議により、2019年12月10日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行いました。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第4期の期首から適用しており、第4期以降については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第2期 (2020年3月期)	第3期 (2021年3月期)	第4期 (2022年3月期)	第5期 (当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)	291	364	426	474
経 常 利 益 (百万円)	86	157	176	204
当 期 純 利 益 (百万円)	60	100	113	128
1株当たり 当期純利益 (円)	21.97	31.72	35.60	39.78
総 資 産 (百万円)	2,451	2,586	3,737	3,774
純 資 産 (百万円)	2,393	2,509	2,669	2,800
1株当たり 純資産額 (円)	759.36	790.73	823.97	863.51

- (注) 1. 当社は、2019年11月14日開催の取締役会決議により、2019年12月10日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行いました。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第4期の期首から適用しており、第4期以降については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社Kids Smile Project	27百万円	100.0%	認可・小規模保育所、及びプレスクール等保育施設の運営並びに教育プログラムの開発販売

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社Kids Smile Project	東京都品川区西五反田一丁目3番8号	1,354百万円	3,774百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは更なる事業拡大に向けた重要課題として以下の点に取り組んでまいります。

① 人材の確保・労働環境整備の取り組み

質の高い保育・教育サービスを提供し、保育施設等を継続して開設していくためには、保育士資格等を有する優秀な人材の確保が不可欠であります。

当社グループでは、通年採用活動を行うとともに、従業員の給与の改善や人事評価制度の構築・改善、各運営施設に対する本部運営機能・管理体制の強化による現場職員へのケア、安全管理体制、働き方改革等の徹底を推進する等、働きやすい環境づくりに注力しております。

② 提供サービスの質の向上

各分野の専門集団との連携を構築し、「KID'S PREP. PROGRAM」やモンテッソーリをはじめとする教育プログラムの導入や、教育研修制度の充実を図り、提供サービスの質の向上に向けて取り組んでまいります。

③ コンプライアンスへの取り組み

当社グループでは、多くのお子様を預かる事業を行っており、認可保育事業は許認可事業です。従って、児童福祉法等の関連法令の遵守が事業継続の大前提です。またサービス利用者の個人情報を持っており、当該情報を取り扱うことも多いことから、個人情報の管理は重要なものであると認識しております。コンプライアンスの徹底が求められる中で、当社グループでは、適宜改正される法令に対応すべく、諸規程等のルールや社内管理体制を整備・徹底し、役職員全員に対する研修等により、日常的にコンプライアンスに対する意識を高め、適正に業務を遂行してまいります。

④ 収益基盤の多様化

当社グループの運営する認可保育所の多くは、国や自治体からの補助金を基盤として運営されており、事業は安定的に推移いたしますが、政策や制度変更の影響を受けやすい傾向があります。一方、幼児教育無償化他少子化対策による可処分所得の増加による影響も伴い民間教育サービスの市場は拡大すると見込んでおります。このような環境を踏まえ当社グループでは、補助金に頼らない民間教育サービスの展開に重点を置き、既存のプレスクール一体型保育所のノウハウやブランド力・知名度を活かし、学童保育等の新サービスの展開・海外展開・フランチャイズ化・他社とのアライアンス等収益基盤の多様化に取り組んでまいります。

⑤ 保育所・教育施設開設用不動産の確保

当社グループが開設する保育所・教育施設は、不動産所有者から土地や建物を賃借します。自治体のニーズや保護者様の期待に応えられる候補地を短期間で探し出すために、当社グループでは金融機関や不動産開発業者等と常に必要な不動産情報が交換できる関係を構築しており、金融機関は取引実績によるものから、不動産開発業者とは過去の成約実績からその関係を強固なものにしております。今後におきましても、広域での不動産情報の入手のため、関係強化に努めるとともに、適切な開設候補地の開発に取り組んでまいります。

◇新型コロナウイルス感染症の影響及び対応

新型コロナウイルス感染症の拡大の波が繰り返す中で、当社グループは運営する認可保育所、プレスクール一体型保育所、学童及び幼児教室において、より良いサービスの提供とともに、社会福祉の重要な拠点としてその事業を確実に継続することができるよう、お子様及び保護者様の安全を第一に考え、また従業員が安心して働けるよう、対策とその実行に取り組んでおります。感染者が発生した場合は、各自治体とも連携して臨時休園又は規模を縮小しての開園を実施する一方、本部においては在宅勤務や時差出勤を実施するとともにオフィス内での感染防止対策を講じております。

なお、認可保育所は毎月月初の在籍園児数に応じて補助金が交付される制度となっており業績に与える影響は軽微であります。当社グループでは、財務の健全性を図りつつ、保育所等の開設に必要な資金についても安定的に調達するために財務基盤の安定性確保に努めております。

当面、「ウィズコロナ」の取り組みは継続することが想定されます。安全・安心志向、リモートワークなどの働き方改革、デジタルシフト等、生活様式にも大きな変化が起こっています。また、緊急時には特に医療・交通・金融・警察・消防・社会福祉等の社会生活を維持するうえで必要なサービスに従事している保護者の方に保育・幼児教育等を提供することについても、ますます重要になってまいります。

当社グループは、お子様、保護者様、取引先、従業員の安全・安心確保の取り組みの徹底、働き方改革の推進による従業員の雇用の安定を図るとともに、オンラインコミュニケーションツール等を活用した保育・幼児教育サービスの提供等、新しい生活様式に対応した事業展開により企業価値の向上に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容(2023年3月31日現在)

当社グループは、子会社の経営管理を主な事業内容とする当社と認可保育所・プレスクール一体型保育所の運営を主な事業内容とする連結子会社1社(株式会社 Kids Smile Project)により構成されており、次世代を担う子どもたちを育成する保育と幼児教育を主な事業として営んでおります。

(6) 主要な事業所(2023年3月31日現在)

① 当社

本社：東京都品川区西五反田一丁目3番8号

② 子会社

(運営施設数)

地域区分	施設数
認可保育所(東京都)	62施設
認可保育所(神奈川県)	5施設
認可保育所(愛知県)	2施設
プレスクール一体型保育所(東京都)	5施設
学童・幼児教室併設施設(東京都)	1施設
学童施設(東京都)	1施設
幼児教室(東京都)	1施設
スイミングスクール(東京都)	1施設

(7) 使用人の状況(2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,165名 [361名]	62名増 [49名増]

(注) 1. 使用人数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループ内への出向者を含む)であります。

2. 使用人数の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

3. 当社グループは、幼児教育事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4名	一名	53.9歳	2.1年

- (注) 1. 当社は純粋持株会社であり、役員と当社子会社の兼務者(4名)で構成されております。
 2. 当社子会社である兼務先の勤続年数を含む平均勤続年数は3.0年となります。
 3. 当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(8) 主要な借入先の状況(2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	965 百万円
株式会社横浜銀行	832 百万円
株式会社山梨中央銀行	611 百万円
株式会社みずほ銀行	305 百万円
株式会社千葉銀行	196 百万円
株式会社武蔵野銀行	111 百万円

- (注) 1. 株式会社横浜銀行、株式会社山梨中央銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社千葉銀行、株式会社武蔵野銀行の残高には、株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローンによる借入118百万円が含まれております。
 2. 株式会社三菱UFJ銀行の借入額には社債(私募債)の未償還額855百万円が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項(2023年3月31日現在)

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 10,800,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,242,950株 |
| (3) 株 主 数 | 1,223名 |
| (4) 大 株 主(上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社エーエムカンパニー	1,500,000 株	46.25 %
中西 正文	800,000	24.67
株式会社S B I証券	172,408	5.32
中西 亜由美	75,000	2.31
植島 幹九郎	62,200	1.92
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO	52,100	1.61
株式会社リソー教育	50,000	1.54
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	34,300	1.06
GMOクリック証券株式会社	19,400	0.60
佐藤 正晴	17,500	0.54

- (注) 1. 株式会社エーエムカンパニーは、当社代表取締役である中西正文が株式を保有する資産管理会社であります。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しており、小数点第3位未満を四捨五入し表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ①当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が3,800株、資本金が1,330,000円、資本準備金が1,330,000円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
(2023年3月31日現在)

(1) 2019年3月28日開催の取締役会決議による第1回新株予約権

① 新株予約権の払込金額

1個につき600円

② 新株予約権の行使価額

1株につき700円

③ 新株予約権の行使条件

ア. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。

イ. 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場していること。

ウ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めないものとする。

エ. その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

④ 新株予約権の行使期間

2019年3月29日から2029年3月28日まで

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	50個	普通株式 2,500株	1名

(2) 2019年3月28日開催の取締役会決議による第2回新株予約権

① 新株予約権の払込金額

払込を要しない

② 新株予約権の行使価額

1株につき700円

③ 新株予約権の行使条件

ア. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。

イ. 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場していること。

ウ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めないものとする。

エ. その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

④ 新株予約権の行使期間

2021年3月29日から2029年3月28日まで

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	40個	普通株式 2,000株	1名

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2023年3月31日現在)

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中西正文	株式会社Kids Smile Project代表取締役社長 株式会社伸芽会取締役
取締役副社長	土居亜由美 (戸籍名:中西亜由美)	株式会社Kids Smile Project取締役副社長プレミアム 教育事業ユニット長
専務取締役	田上節朗	株式会社Kids Smile Project専務取締役管理ユニット 長
取締役	久保山路子 (戸籍名:岩崎路子)	株式会社三井住友銀行社外取締役監査等委員 明治ホールディングス株式会社社外取締役 くら寿司株式会社社外取締役
取締役	神成尚史	株式会社TBSテレビ社長室顧問
取締役	徳光悠太	徳光悠太公認会計士事務所代表 株式会社スペースマーケット取締役執行役員 エム・デー・ビー株式会社社外監査役
常勤監査役	森博司	株式会社モリックス代表取締役 株式会社IR Robotics社外監査役 株式会社ビーバンドットコム社外取締役監査等委員 株式会社Kids Smile Project社外監査役
監査役	古西桜子 (戸籍名:西本桜子)	TMI総合法律事務所カウンセラー 公益社団法人顔と心と体研究会理事 株式会社マーベラス社外取締役
監査役	渡辺拓也	渡邊拓也事務所代表 クリヴィアアドバイザー株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役久保山路子氏、神成尚史氏及び徳光悠太氏は、会社法第2条第15号に定める外取締役であります。
2. 監査役森博司氏、古西桜子氏及び渡辺拓也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役久保山路子氏、神成尚史氏及び徳光悠太氏、並びに監査役森博司氏、古西桜子氏及び渡辺拓也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役古西桜子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役渡辺拓也氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び各監査役は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社及び当社子会社である株式会社Kids Smile Projectの取締役（社外取締役含む）及び監査役（社外監査役含む）全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しています。

当該保険契約では、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬(固定報酬)	退職慰労金
取締役 (うち社外取締役)	6名 (3名)	161,850千円 (12,300千円)	135,900千円 (12,300千円)	25,950千円 (一千元)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	15,455千円 (15,455千円)	11,880千円 (11,880千円)	3,575千円 (3,575千円)
合 計	9名 (6名)	177,305千円 (27,755千円)	147,780千円 (24,180千円)	29,525千円 (3,575千円)

- (注)1. 取締役の報酬限度額は、2018年4月23日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議されております。当該決議時点の取締役の員数は5名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2018年4月23日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該決議時点の監査役の員数は3名です。
3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社は、取締役会の決議によって、下記のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、社外取締役を除く個々の取締役の職責及び実績等を評価するのは代表取締役社長が最も適切であることから、当該方針に則って、代表取締役社長中西正文が、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の額を決定しております。この決定にあたり、社外取締役は決定理由について説明を受けこれを了承しており、取締役会としては、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の額が当該方針に沿うものであると判断しております。

1. 取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当社の経営状況、個々の役員の職責及び実績等を勘案し、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が決定する。
2. 代表取締役社長は、決定にあたり社外取締役に決定理由について説明する。
3. 非金銭報酬等は採用せず、金銭報酬のみとする。

4. 業績連動報酬等は採用しない。
5. 月例報酬とする。

(6) 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

監査役の報酬に関する方針は、監査役の協議により決定しております。監査役の報酬は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定報酬(基本報酬)のみとしており、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、監査役の協議により個別の報酬額を決定しております。

(7) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
社外役員の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	久保山 路子	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、事業会社の商品開発・マーケティング部門において、また、大学教授、上場会社の社外取締役として培われた長年の豊富な経験と幅広い見識をもとに、議案審議に必要な発言を随時行っており、コーポレート・ガバナンス強化に寄与しております。
社外取締役	神 成 尚 史	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、上場会社の取締役、常勤監査役として長年の経験をもとに、議案審議に必要な発言を随時行っており、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督に寄与しております。
社外取締役	徳 光 悠 太	2022年6月に就任後開催された取締役会10回の全てに出席し、上場会社の取締役としての経験をもとに、議案審議に必要な発言を随時行っており、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に寄与しております。
常勤監査役	森 博 司	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。同様に、当事業年度の監査役会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	古 西 桜 子	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。同様に、当事業年度の監査役会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	渡 辺 拓 也	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。同様に、当事業年度の監査役会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金 銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬等について、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの相当性について判断した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、以下の「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社グループは、全役職員が法令、定款はもとより社会規範を遵守することを明確にするとともに、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図ります。
- (b) 当社グループは、「リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」、稟議制度、内部監査及び顧問弁護士による助言等によりコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業におけるリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保いたします。
- (c) 「リスク管理委員会」及び「コンプライアンス委員会」は、万が一不正行為が発生した場合には、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて再発防止活動を推進いたします。
- (d) 内部通報体制として「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反又はその恐れのある事実の早期発見に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理体制を確立いたします。情報セキュリティに関する具体的な施策については、取締役会で審議し、推進いたします。
- (b) 個人情報については、法令及び「個人情報管理規程」に基づき、厳重に管理いたします。
- (c) 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存いたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社グループは、「リスク管理規程」に基づき、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を講じます。
- (b) 経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から重要な事項については、「リスク管理委員会」及び「コンプライアンス委員会」において十分な審議を行い、その結果を取締役に報告いたします。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行います。
 - (b) 中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行いたします。
 - (c) 当社グループは、「組織規程」及び「職務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図るとともに、その職務執行状況を適宜、取締役会に報告いたします。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループの総合的な発展及び業績向上を目的に「関係会社管理規程」に基づき、関係会社は当社に協議又は報告を行います。
 - (b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規程」に従い、当社グループに内在するリスクについて管理し、当社グループ会社において、規模や業態に応じたリスクマネジメントを実施いたします。
 - (c) 子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループ会社において、規模や業態に応じ、意思決定ルールや職務権限の整備を行うとともに、当社グループ全体の事業運営に関する重要な事項の協議又は報告を行います。
 - (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
監査役は、当社グループの各部門に対し、部門監査・重要書類閲覧・重要会議出席を通じ、業務執行状況を定期的に監査します。さらに、内部監査部門は、当社グループの各部門に対し、業務執行と経営方針との整合性、経営の効率性、関連法令の遵法性の面から監査及び支援を行います。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置きます。当該使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとします。
 - (b) 監査役の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査役の同意を得たうえでを行い、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保いたします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- (a) 当社グループの取締役等、使用人及び子会社の監査役は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。
 - (b) 監査役は、重要会議への出席又は不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受理いたします。
- ⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 「内部通報規程」において、通報者が通報を行ったことに関していかなる不利益も与えてはならないことを明確にいたします。
- ⑨ 監査役職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払います。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧いたします。
 - (b) 監査役は、会計監査人及び内部監査責任者と監査上の重要課題等について定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、内部統制状況を監視いたします。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 金融商品取引法その他法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行います。
 - (b) 当社グループの各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

⑫ 反社会的勢力への対応

- (a) 当社グループは、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化いたします。
- (b) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携を構築いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社グループは、内部監査業務を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

② コンプライアンス

当社グループでは、法令遵守体制の点検・強化を推進するため「コンプライアンス規程」に基づき、「コンプライアンス委員会」を設置し、適切に対処することができる仕組みを講じております。また「内部通報規程」により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理

当社グループでは、「リスク管理規程」に基づき、様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、「リスク管理委員会」を設置し、適切に対処することができる仕組みを講じております。

④ 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を14回開催しております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は、取締役会への出席並びに取締役及び使用人からのヒアリング、さらには常勤監査役による重要な会議への出席を通じて、当社グループの内部統制の整備及び、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また監査役は、会計監査人及び内部監査責任者など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、今後の経営成績及び財務状態、配当性向に加え、事業・投資計画、事業環境等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ配当について検討していく方針であります。

しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

なお、内部留保につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として有効に活用していく所存であります。

以 上

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,277,353	流動負債	3,320,754
現金及び預金	2,770,783	短期借入金	1,380,700
売掛金	45,431	1年内償還予定の社債	145,000
前払費用	431,195	1年内返済予定の長期借入金	578,649
未収入金	1,007,314	未払金	398,041
その他	33,143	未払費用	220,308
貸倒引当金	△10,515	未払法人税等	161,242
固定資産	9,567,730	賞与引当金	261,200
有形固定資産	8,230,703	その他	175,612
建物及び構築物	7,803,111	固定負債	4,328,071
工具、器具及び備品	116,275	社債	710,000
建設仮勘定	262,114	長期借入金	1,109,565
その他	49,200	資産除去債務	179,380
無形固定資産	4,530	役員退職慰労引当金	29,525
その他	4,530	繰延税金負債	2,057,469
投資その他の資産	1,332,496	退職給付に係る負債	74,137
投資有価証券	54,383	長期前受金	143,774
長期前払費用	444,827	その他	24,220
敷金及び保証金	814,664	負債合計	7,648,826
繰延税金資産	14,448	(純資産の部)	
その他	5,398	株主資本	6,202,686
貸倒引当金	△1,226	資本金	600,852
		資本剰余金	500,852
		利益剰余金	5,100,982
		その他の包括利益累計額	△6,486
		その他有価証券評価差額金	△301
		退職給付に係る調整累計額	△6,184
		新株予約権	57
		純資産合計	6,196,256
資産合計	13,845,083	負債・純資産合計	13,845,083

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,860,760
売 上 原 価		10,596,685
売 上 総 利 益		1,264,075
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,295,756
営 業 損 失		△31,681
営 業 外 収 益		
補 助 金 収 入	419,511	
そ の 他	21,264	440,775
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19,838	
社 債 利 息	3,248	
支 払 手 数 料	1,135	
そ の 他	6,450	30,674
経 常 利 益		378,419
特 別 損 失		
減 損 損 失	48,379	48,379
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		330,040
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	223,647	
法 人 税 等 調 整 額	△81,685	141,961
当 期 純 利 益		188,078
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		188,078

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	599,522	499,522	4,912,903	6,011,947
当期変動額				
新株の発行	1,330	1,330		2,660
親会社株主に帰属する 当期純利益			188,078	188,078
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				—
当期変動額合計	1,330	1,330	188,078	190,738
当期末残高	600,852	500,852	5,100,982	6,202,686

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括 利益累計額 合計		
当期首残高	—	△2,346	△2,346	57	6,009,658
当期変動額					
新株の発行					2,660
親会社株主に帰属する 当期純利益					188,078
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△301	△3,838	△4,140		△4,140
当期変動額合計	△301	△3,838	△4,140	—	186,598
当期末残高	△301	△6,184	△6,486	57	6,196,256

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社Kids Smile Project

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

ア. リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。

なお、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

イ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。

② 無形固定資産

ア. リース資産以外の無形固定資産

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に自治体より認可を受けた保育施設及び当社グループが独自に運営している認可外保育施設を運営しております。

主に認可保育所の補助金及び認可外保育所の保育料等は、一時点で移転される財又はサービスに関する収益として、保育サービス提供時に履行義務が充足し収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また認可外保育所の入会金及び年会費は、一定の期間にわたり移転される財又はサービスに関する収益として、入会月から履行義務を提供する期間にわたり収益を認識しております。入会金の提供期間は、過去の実績に基づき入会から退園までの期間を平均し算出しております。

なお、取引の対価は、保育サービス提供前までに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生年度に即時費用処理しております。

③ 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(1) 固定資産の減損に係る見積り

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

項目	金額
有形固定資産	8,230,703千円
長期前払費用	444,827千円
減損損失	48,379千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、保育施設を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

資産のグルーピングの上、減損の兆候がある場合には、減損損失を認識するかどうかの判定を実施しております。なお減損の兆候については、各保育施設の事業の業績悪化、開園後の事業計画と実績数値の著しい剥離、保育施設の資産の回収可能性が困難となる状況の発生等を踏まえ識別をしております。

減損損失の認識については、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識することとなります。割引前将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画に基づいて行っており、重要な仮定として各保育施設の定員充足率を用いております。

減損損失を認識すべきであると判定された資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失としております。

回収可能価額を算定するにあたっては、グルーピングされた資産ごとの処分費用控除後の正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額を使用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産

建物及び構築物	3,041,974千円
工具、器具及び備品	354,193千円
その他	107,055千円

(注) 減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(連結計算書類に関する注記)

減損損失

場所	用途	種類	金額
東京都	保育施設(2園)	建物及び構築物 工具、器具及び備品 有形固定資産「その他」 長期前払費用	48,379千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、保育施設を基本単位として資産のグルーピングを行っております。このうち、営業キャッシュ・フローが悪化している施設について、帳簿価額を回収可能見込額まで減額し、当該減少額を減損損失(建物及び構築物28,234千円、工具、器具及び備品246千円、有形固定資産「その他」3,504千円、長期前払費用16,393千円)として特別損失を計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、零と評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- ① 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 3,242,950株
- ② 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 45,550株

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い預金等の金融資産で運用を行っております。また、資金調達については、事業に必要な運転資金及び設備資金を銀行借入等により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており
ます。投資有価証券は、取引先企業との業務提携等に関連する株式であり、市
場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に賃貸契約に
おける敷金・保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金は、短期間で決済されるものであります。借入金は、主に運転資金及
び設備資金に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利による調達につ
いては、金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金及び未収入金については、取引先ごとに期日管理を
行い、定期的にモニタリングを行っております。敷金及び保証金については、
差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念
の早期把握と軽減を図っております。

また、営業債務や借入金は、流動リスクに晒されておりますが、当社グル
ープでは資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

・市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状
況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直して
おります。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前
提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「短期借入金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	54,383	54,383	—
(2) 敷金及び保証金	814,664	813,461	△1,203
資産計	869,048	867,844	△1,203
(1) 1年内償還予定の社債	145,000	147,724	2,724
(2) 1年内返済予定の長期借入金	578,649	600,635	21,986
(3) 社債	710,000	716,651	6,651
(4) 長期借入金	1,109,565	1,091,603	△17,961
負債計	2,543,214	2,556,615	13,400

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,770,783	—	—	—
売掛金	45,431	—	—	—
未収入金	1,007,314	—	—	—
敷金及び保証金	25,661	150,820	15,281	622,901
合計	3,849,190	150,820	15,281	622,901

(注2) 社債、短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,380,700	—	—	—	—	—
社債	145,000	145,000	145,000	145,000	145,000	130,000
長期借入金	578,649	269,066	228,654	196,804	143,885	271,153
合計	2,104,349	414,066	373,654	341,804	288,885	401,153

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券	54,383	—	—	54,383
資産計	54,383	—	—	54,383

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 敷金及び保証金	—	813,461	—	813,461
資産計	—	813,461	—	813,461
(1) 1年内償還予定の社債	—	147,724	—	147,724
(2) 1年内返済予定の長期借入金	—	600,635	—	600,635
(3) 社債	—	716,651	—	716,651
(4) 長期借入金	—	1,091,603	—	1,091,603
負債計	—	2,556,615	—	2,556,615

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内償還予定の社債、社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金、長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
一時点で移転される財又はサービス	11,840,743
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	20,017
合計	11,860,760

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	987,399	1,049,019
契約負債	11,813	13,653

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」、「未収入金」に含まれており、契約負債は流動負債の「その他」、「長期前受金」に含まれております。

契約負債は、主に認可外保育所の入会金及び年会費について顧客から受け取った前受金に関するものであり、保育サービス提供期間にわたり取崩されます。

また、期首時点の契約負債のうち9,932千円は当連結会計年度の収益として計上されております。

② 履行義務の充足期間

(単位：千円)

自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
11,064	2,589

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,910円67銭

1株当たり当期純利益

58円01銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,329,608	流動負債	234,153
現金及び預金	290,812	1年内償還予定の社債	145,000
売掛金	52,545	未払金	22,552
前払費用	3,565	未払費用	511
短期貸付金	1,979,000	未払法人税等	61,303
未収入金	3,684	預り金	4,785
固定資産	1,444,442	固定負債	739,525
無形固定資産	3,844	社債	710,000
商標権	3,844	役員退職慰労引当金	29,525
投資その他の資産	1,440,597	負債合計	973,678
投資有価証券	54,383	(純資産の部)	
関係会社株式	1,354,058	株主資本	2,800,617
敷金及び保証金	20,977	資本金	600,852
繰延税金資産	11,177	資本剰余金	1,754,910
		資本準備金	1,754,910
		利益剰余金	444,854
		その他利益剰余金	444,854
		繰越利益剰余金	444,854
		評価・換算差額等	△301
		その他有価証券評価差額金	△301
		新株予約権	57
		純資産合計	2,800,372
資産合計	3,774,050	負債・純資産合計	3,774,050

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		474,334
売 上 原 価		—
売 上 総 利 益		474,334
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		277,596
営 業 利 益		196,737
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,695	
そ の 他	0	11,695
営 業 外 費 用		
社 債 利 息	3,248	
支 払 手 数 料	10	
株 式 交 付 費	398	3,657
経 常 利 益		204,775
税 引 前 当 期 純 利 益		204,775
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	84,477	
法 人 税 等 調 整 額	△8,682	75,795
当 期 純 利 益		128,980

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	599,522	1,753,580	1,753,580	315,873	315,873	2,668,976
当期変動額						
新株の発行	1,330	1,330	1,330			2,660
当期純利益				128,980	128,980	128,980
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						—
当期変動額合計	1,330	1,330	1,330	128,980	128,980	131,640
当期末残高	600,852	1,754,910	1,754,910	444,854	444,854	2,800,617

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	—	—	57	2,669,033
当期変動額				
新株の発行				2,660
当期純利益				128,980
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△301	△301		△301
当期変動額合計	△301	△301	—	131,338
当期末残高	△301	△301	57	2,800,372

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数は10年であります。

(3) 引当金の計上基準

役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、子会社への経営指導を行っており、当社の子会社を顧客としております。経営指導にかかる契約については、当社の子会社に対し事業の企画等経営の指導・助言等を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は、当社の子会社が収益を計上するにつれて充足されるものであり、当社子会社の売上高に一定の料率を乗じた金額を収益として計上しております。

取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は、支出時全額費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	2,035,230千円
関係会社に対する短期金銭債務	2,785千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引の取引高の総額

営業取引(収入分)	474,334千円
営業取引(支出分)	28,814千円
営業取引以外の取引(収入分)	11,690千円

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	9,040千円
未払事業税	4,295千円
その他	742千円
繰延税金資産合計	14,078千円

繰延税金負債

その他	2,900千円
繰延税金負債合計	2,900千円
繰延税金資産純額	11,177千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
株式会社 Kids Smile Project	(所有) 直接 100%	経営管理	経営指導料	474,334	売掛金	52,545
			資金貸付	1,979,000	短期貸付金	1,979,000
			利息受取(注)	11,690	未収入金	1,351
			業務委託費	28,814	未払金	2,641

(注) 1. 経営指導料及び業務委託費は、業務内容を勘案して決定しております。

2. 貸付利息については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	863円51銭
1株当たり当期純利益	39円78銭

9. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社Kids Smile Holdings

取締役会 御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 若山 聡 満
業務執行社員

指定社員 公認会計士 橋本 民 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Kids Smile Holdingsの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Kids Smile Holdings及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社Kids Smile Holdings

取締役会 御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 若山 聡 満
業務執行社員

指定社員 公認会計士 橋本 民 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Kids Smile Holdingsの2022年4月1日から2023年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、当該子会社の取締役会等に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の業務及び財産の状況を調査し、事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、今後ともコーポレート・ガバナンス強化の観点より、内部統制システムに係る継続的な取組みが重要であると認識しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

株式会社Kids Smile Holdings	監査役会
常勤監査役（社外監査役）	森 博司
監査役（社外監査役）	古西 桜子
監査役（社外監査役）	渡辺 拓也

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案

定款一部変更の件

当社定款の一部を以下のとおり変更したいと存じます。

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役である監査等委員が取締役会で議決権を行使することを通じて監査・監督機能を強化するとともに、取締役会から取締役への権限委譲による意思決定と業務執行の迅速化を図ることにより、更なるコーポレート・ガバナンスの充実と企業価値の向上を目指すため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 現行定款第 2 条（目的）に定める事業目的につきまして、現状及び今後の事業展開を踏まえ、事業目的を追加するとともに、現行の記載内容を整理し明確化を図るものであります。
- (3) 上記の変更に伴う条数の変更、条文の加除のほか、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 以下の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</p> <p>(1) 学童保育、保育園、保育室等の保育施設の運営及びノウハウの提供・指導並びに業務委託</p> <p>(2) 児童館の<u>経営</u>及び児童館関連事業の運営及びノウハウの提供・指導並びに業務委託</p> <p>(3) 病児保育関係の教室の<u>経営</u>及び病児保育関連事業</p> <p>(4) 発達支援関係の教室の<u>経営</u>及び発達支援関連事業</p> <p>(5) (条文省略)</p> <p>(6) 学習塾の<u>経営</u>並びにこれに関するノウハウの販売、<u>経営指導</u>及び業務受託</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 以下の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</p> <p>(1) 学童保育、保育園、保育室等の保育施設の運営及びノウハウの提供・指導並びに業務受託</p> <p>(2) 児童館の<u>運営</u>及び児童館関連事業の運営及びノウハウの提供・指導並びに業務受託</p> <p>(3) 病児保育関係の教室の<u>運営</u>及び病児保育関連事業</p> <p>(4) 発達支援関係の教室の<u>運営</u>及び発達支援関連事業</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 学習塾の<u>運営</u>及びこれに関するノウハウの<u>提供</u>・指導並びに業務受託</p>

現行定款	変更案
(7)～(9) (条文省略)	(7)～(9) (現行どおり)
(10) 幼児教育・児童教育に関する商品開発、企画及び学習教室の <u>経営並びにこれに関するノウハウの販売経営指導及び業務受託</u>	(10) 幼児教育・児童教育に関する商品開発、企画及び学習教室の <u>運営及びこれに関するノウハウの提供・指導並びに業務受託</u>
(11)～(16) (条文省略)	(11)～(16) (現行どおり)
(17) 企業経営に関する調査、助言、指導及び研究、並びに <u>管理業務請負</u>	(17) 企業経営に関する調査、助言、指導及び研究、並びに <u>管理業務受託</u>
(18) アメニティ施設、娯楽施設テーマパークに関する企画、調査、設計工事管理、 <u>経営及び経営の請負</u>	(18) アメニティ施設、娯楽施設、 <u>テーマパークに関する企画、調査、設計、工事管理、運営及び業務受託</u>
(19)～(25) (条文省略)	(19)～(25) (現行どおり)
(26) 生命保険の <u>代理</u> 及び損害保険の代理業	(26) 生命保険の <u>募集</u> に関する業務及び損害保険の代理業務
(27) (条文省略) (新設)	(27) (現行どおり)
(28) 上記各号に付帯関連する一切の業務	(28) <u>産前・産後及び育児期の母子を対象とする支援施設の運営及びノウハウの提供・指導並びに業務受託</u>
(28) 上記各号に付帯関連する一切の業務	(29) 上記各号に付帯関連する一切の業務
2. <u>グループ会社に関する経営指導</u>	2 グループ会社に関する経営指導
3. <u>前各号に付帯する一切の業務</u>	3 前各号に付帯する一切の業務

現行定款	変更案
<p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条</p> <p>当社の公告方法は、電子公告とする。<u>ただし</u>、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条</p> <p>当社の公告方法は、電子公告とする。<u>但し</u>、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条</p> <p>当社の取締役は、7名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条</p> <p>1 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、7名以内とする。</p> <p>2 当社の <u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条</p> <p>1 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条</p> <p>1 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条</p> <p>取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条</p> <p>1 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条</p> <p>1 当社は、取締役会の決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条</p> <p>1 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>3 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>3 取締役会は、その決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>4 (条文省略)</p>	<p>4 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>第23条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会招集の通知)</p> <p>第24条</p> <p>取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会招集の通知)</p> <p>第25条</p> <p>取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役に對し招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。また、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議等の省略)</p> <p>第26条</p> <p>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条</p> <p>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条</p> <p>取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、その<u>過程</u>の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、出席した取締役及び<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会議事録)</p> <p>第28条</p> <p>取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、その<u>経過</u>の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第29条</u></p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第30条</u>～<u>第31条</u>（条文省略）</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(<u>監査役の員数</u>)</p> <p><u>第32条</u></p> <p>当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第30条</u></p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第31条</u>～<u>第32条</u>（現行どおり）</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第33条</p> <p>1 <u>当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第34条</p> <p>1 <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3 <u>会社法第329条第3項の規定による補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第35条</p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会招集の通知)</u></p> <p>第36条</p> <p><u>監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役に対し招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(決議の方法)</u></p> <p>第37条</p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役会議事録</u>)</p> <p><u>第38条</u></p> <p><u>監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより、その過程の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p><u>第39条</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p><u>第40条</u></p> <p><u>監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第41条</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第42条</u></p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p align="center"><u>第5章 監査等委員会</u></p>
(新設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第33条</u></p> <p><u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会招集の通知)</u></p> <p><u>第34条</u></p> <p><u>1 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p><u>第35条</u></p> <p><u>当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会議事録)</u></p> <p><u>第36条</u></p> <p><u>監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第37条</u></p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第43条～第44条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第45条～第48条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 8 章 附 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 附 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>
	<p><u>第 2 条</u></p> <p><u>1 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、第 5 回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>2 <u>第5回定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条の定めるところによる。</u></p>

第2号議案


取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。


これに伴い、取締役全員6名は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数	
1	 <small>なか にし まさ ふみ</small> 中西正文 (1970年9月6日)	1995年4月	株式会社博報堂入社	2,300,000株
		2003年12月	株式会社博報堂DYメディアパートナーズ転籍	
		2008年12月	株式会社Kids Smile Project設立、代表取締役社長(現任)	
		2018年4月	当社設立、代表取締役社長(現任)	
		2022年4月	株式会社伸芽会取締役(現任)	
(取締役候補者とした理由) 中西正文氏は、創業となる2008年12月の株式会社Kids Smile Project設立(当社は2018年4月設立)以来、代表取締役として当社の経営の指揮を執り、2023年3月末現在認可保育所69施設、民間教育施設(スイミングスクール含む)9施設を運営するまで成長させるなど、当社の企業価値の向上に貢献しております。 今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
2	 ど い あゆみ 土 居 亜由美 (1977年 7月 19日)	1998年 4月 菱光証券株式会社(現・三菱UFJモ ルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 2009年 5月 株式会社Kids Smile Project入社 2016年 6月 同社取締役 2017年10月 同社取締役副社長 2018年 4月 同社取締役副社長幼児教育・事業 戦略ユニット長 当社取締役副社長(現任) 2022年10月 株式会社Kids Smile Project取締 役副社長プレミアム教育事業ユニ ット長(現任)	75,000株
(取締役候補者とした理由) 土居亜由美氏は、2008年12月の株式会社Kids Smile Project設立(当社は2018年4月設立)間もなく入社以来、マーケティングや安心安全な保育・教育環境開発、人材育成など多様な視点と抱負な経験を活かし、経営を支え当社の企業価値向上に貢献しております。今後、同氏が持つ理念と強力なリーダーシップにより、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。			
3	 た がみ せつ ろう 田 上 節 朗 (1955年 8月 6日)	1980年 4月 株式会社東京放送(現・株式会社T B Sホールディングス)入社 2005年 5月 株式会社明光ネットワークジャ パン入社 2005年11月 同社取締役 2015年11月 同社代表取締役社長 2019年 1月 当社取締役 株式会社Kids Smile Project取締 役 2019年 4月 当社専務取締役(現任) 株式会社Kids Smile Project専務 取締役 2019年 6月 株式会社Kids Smile Project専務 取締役管理ユニット長(現任)	7,500株
(取締役候補者とした理由) 田上節朗氏は、マスコミ業界での海外取材を含む豊富な経験と多様な視点を持ち、マーケティング、IT及び法務に高い専門性を有しており、教育業界の経営の要職を歴任され、2019年1月に当社に取締役として就任以来、管理担当として当社のコーポレート・ガバナンスの基盤強化に取り組んでおります。当社事業への理解及び高い専門性を生かした当社取締役会の機能強化に期待できると判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
4	 うち だ きょう こ 内 田 恭 子 (1976年6月9日)	1999年4月 株式会社フジテレビジョン入社 編成局アナウンス室所属 2006年4月 フリーアナウンサー 2010年10月 小児病棟読み聞かせグループ、 VOiCE活動スタート 2012年10月 女性と東北支援、株式会社レナズ 設立 2019年4月 株式会社ソニー・ミュージックア ーティスト所属	一株
(取締役候補者とした理由) 内田恭子氏は、テレビ局アナウンサーとしての豊富な取材体験、女性や子供向けの社会活動 への取り組みを通じた幅広い知識を有しており、当社の認可保育事業、民間教育事業の発 展、及び女性活躍機会創出と従業員満足・保護者満足の向上に向けた取り組みにおいて、豊 富な経験と幅広い視点から当社の業務執行に対する監督・助言等をいただけると判断しており ます。			

- (注)
- 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 土居亜由美氏の戸籍氏名は、中西亜由美であります。また、内田恭子氏の戸籍上の氏名は、木本恭子であります。
 - 内田恭子氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は内田恭子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 - 内田恭子氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
 - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を次回更新時に同様の内容で更新することを予定しております。
 - 取締役候補者中西正文氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である㈱イーエムカンパニーが所有する株式数を含めて表示しております。また、同氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。同氏は、同氏の子会社等である㈱イーエムカンパニーにおいて代表取締役の地位にあります。取締役候補者土居亜由美氏は、㈱イーエムカンパニーにおいて取締役の地位にあります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	 <small>とく みつ ゆう た</small> 徳 光 悠 太 (1988年5月13日)	2010年2月 新日本有限責任監査法人(現・EY新日本有限責任監査法人)入所 2012年7月 SCS国際会計事務所入所 2014年8月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2016年8月 徳光悠太公認会計士事務所設立、代表(現任) 2017年9月 エム・デー・ビー株式会社社外監査役(現任) 2017年12月 株式会社Kids Smile Project社外取締役 2018年3月 株式会社スペースマーケット常勤監査役 2018年4月 当社社外取締役 2021年3月 株式会社スペースマーケット取締役 2022年3月 同社取締役兼上級執行役員CFO 2022年6月 当社社外取締役(現任) 2023年1月 株式会社スペースマーケット取締役執行役員(現任)	一株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 徳光悠太氏は、公認会計士及び税理士として高い専門性を持つほか、財務及び会計に関する相当程度の知見、及び上場会社の取締役としての経験と知見を有しております。 2017年12月から2021年6月までは当社子会社社外取締役として、また2018年4月から2021年6月までの間及び2022年6月からは当社社外取締役として有益な意見・提言をし、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に寄与してきました。この実績を踏まえ、今後は当社の監査等委員である社外取締役として、その経験を経営の監督強化に生かすことができると判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
2	 <small>かん なり たか ふみ</small> 神成尚史 (1956年6月8日)	1980年4月	株式会社東京放送(現・株式会社TBSホールディングス)入社	一株
		2007年6月 2009年6月 2012年6月 2020年7月 2021年6月	同社経理局長 同社取締役 同社常勤監査役 株式会社TBSテレビ社長室顧問(現任) 当社社外取締役(現任) 株式会社Kids Smile Project社外取締役	
(監査等委員である取締役候補者とした理由)				
<p>神成尚史氏は、事業会社の経理・総務部門において培われた長年の豊富な経験と、財務・会計に関する知見及び上場会社の取締役、常勤監査役として長年の経験を有しております。2021年6月から、当社社外取締役として有益な発言・提言をし、当社意思決定の健全性と透明性に寄与してきました。この実績を踏まえ、今後は当社の監査等委員である社外取締役として、その経験を経営の監督強化に生かすことができると判断しております。</p>				
3	 <small>はたの けいこ</small> 波田野馨子 (1975年4月21日)	2008年12月	弁護士登録 森法律事務所入所	一株
		2017年9月 2018年11月 2021年10月 2022年2月 2022年4月 2022年12月 2023年4月	スターフェスティバル株式会社常勤社外監査役 株式会社ツクルバ社外監査役(現任) 株式会社トラストリッジ常勤社外監査役(現任) 波田野総合法律事務所設立 神奈川県弁護士会副会長 株式会社ルクレ社外取締役(現任) 株式会社アブレ社外監査役(現任)	
(監査等委員である取締役候補者とした理由)				
<p>波田野馨子氏は、弁護士として企業法務を中心に高い専門的な知識・経験及び複数のベンチャー企業の常勤社外監査役や社外取締役の経験を有しております。これらの経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の監査等委員である社外取締役として、当社の経営の監督機能強化に寄与いただけると判断しております。</p>				

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 波田野馨子氏の戸籍上の氏名は、松本馨子であります。
3. 徳光悠太氏、神成尚史氏、波田野馨子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であり、また東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社と徳光悠太氏及び神成尚史氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また波田野馨子氏についても選任された場合は、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為

(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を次回更新時に同様の内容で更新することを予定しております。

6. 徳光悠太氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
7. 神成尚史氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

当社の取締役の報酬の額につきましては、2018年4月23日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議されております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、2018年4月23日開催の臨時株主総会においてご承認いただいた年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と同額の年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）といたしたく存じます。

現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役は3名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（社外取締役は1名）となります。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等として、事業報告「4. 会社役員に関する事項（5）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等を定めており、本議案は、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）のこれまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案したもので、上記決定方針に沿うものであり、その内容は相当であると考えております。

また、本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておりません。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬の額を、2018年4月23日開催の臨時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同額の、年額30百万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数等を総合的に勘案し決定したものであり、相当であると考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役は3名)となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査役3名全員は本総会の終結の時をもって任期満了による退任となります。

つきましては、森博司氏、古西桜子氏及び渡辺拓也氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、当社監査役退職慰労金支給基準に基づき支給するものであり、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

退任監査役3名の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴	
森 博司	2019年9月	当社常勤監査役 現在に至る
古西 桜子	2019年4月	当社社外監査役 現在に至る
渡辺 拓也	2019年9月	当社社外監査役 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都港区南青山三丁目3番3号
キッズガーデン南青山



交通のご案内

地下鉄銀座線外苑前駅1a出口より徒歩約6分

駐車場の用意はしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。